

# 「意匠登録令施行規則の一部を改正する省令案」に対する

## 意見募集について

令和2年2月10日  
特許庁

特許法等の一部を改正する法律（令和元年法律第3号）の施行に伴い、意匠登録令施行規則（昭和35年通商産業省令第35号）について所要の改正を行うことを検討しております。

つきましては、広く国民の皆様からの御意見を頂きたく、以下の要領で意見（パブリックコメント）の募集を行います。

### 1. 意見募集の対象

意匠登録令施行規則の一部を改正する省令案

- ・省令案の概要
- ・省令案（様式第一・第一の二を含む）

### 2. 意見募集期間

令和2年2月10日（月）～令和2年3月10日（火）

電子メールは令和2年3月10日（火）18:00まで受け付けております。

郵送の場合は令和2年3月10日（火）必着で郵送してください。

### 3. 意見送付要領

お名前※、御連絡先、御職業、御意見及び理由を明記の上、次のいずれかの方法で御意見を日本語で送付してください。なお、電話での意見提出は受け付けませんので、予め御了承ください。

※企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名の記載をお願いいたします。

<電子政府の総合窓口（e-Gov）の場合>

e-Govの意見提出フォームに、入力様式に従い御提出ください。

<電子メールの場合>

以下の電子メールアドレスに送信してください。

電子メールアドレス：PA1D40@jpo.go.jp

※件名を「意匠登録令施行規則の一部を改正する省令案に対する意見」と明記し

てください。

<郵送の場合>

以下の住所・宛先に送付してください。

〒100-8915 東京都千代田区霞が関3丁目4番3号

特許庁審査第一部意匠課意匠制度企画室宛て

※件名を「意匠登録令施行規則の一部を改正する省令案に対する意見」と明記してください。

4. 諸注意

- 意見提出の様式は問いません。
- 資料のコピー依頼、郵送及び FAX 送付依頼については応じかねますので、予め御了承ください。
- 御提出いただきました御意見については、公開される可能性があることを予め御了承ください。お名前、所属及び連絡先については、提出者の了解がない限り、公開することはありません。
- お寄せいただいた御提案に対する個別の回答はいたしかねます。
- 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

問い合わせ先

特許庁審査第一部意匠課意匠制度企画室

T E L : 03-3581-1101 (内線 2909)